

仕様書

1 事業名称

令和8年度北区民カーニバル事業業務委託

2 事業目的

北区は、歴史や文化が根付くエリアであり、都会の中にあっても様々な地域活動が展開されており、地域への愛着が強い住民が多い。区内19地域が一堂に会する北区民カーニバルは、多くの区民の来場により盛り上がりを見せており、地域対抗の体育祭及び区民まつりにより地域間の連携強化を担っている。

一方、近年は大規模マンションの建設等により、区内の人口は年々増加傾向にあるが、地域活動への関心の希薄化、町会加入率の低下等、地域コミュニティを取り巻く環境は変化を見せており、これまで以上に多くの人々が交流し、コミュニティの大切さに気付く機会の提供が重要になってきている。

地域コミュニティの活性化に寄与することを目的に、区民や市民活動団体、企業、学校等、多様な主体との連携・協働により北区民カーニバルを企画・開催する。

また、同日に北区民センターで開催する「(仮称) 北区官民連携イベント」は、官民連携の推進を目的に、企業、学校、地域と連携して実施するものであり、同イベントと連携することで相乗効果を高めるとともに、一体感あるイベントとすることで、さらなる交流を創出し、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日まで

4 開催概要

日時：令和8年10月18日（日）午前9時30分～午後4時

場所：扇町公園、北区役所前広場等

主催者：大阪市北区役所・北区民カーニバル実行委員会

主催者の主な役割分担

- ・区民まつり部門（全体の進行管理を含む）：大阪市北区役所【本委託業務】
- ・体育祭部門：北区民カーニバル実行委員会

5 業務内容

本事業の目的を十分理解の上、円滑な事業実施に向けて、本市及び北区民カーニバル実行委員会等の関係者と連絡調整を図り、次の業務を実施すること。なお、北区民カーニバル運営会議での承認をもって事業内容を決定する。

（1）北区民カーニバル実行委員会との連携業務

北区民カーニバル実行委員会（別紙1参照）と連携し、次の業務を行うこと。

- ・体育祭部門で必要となる物品、備品等の調達
- ・19地域のテントの設置
- ・当日の運営に必要となる人員の配置、人数調整

※同実行委員会より北区民カーニバル実施にかかる協賛企業・団体の募集及び管理等の業務を依頼される場合がある。

(参考) 令和7年度協賛金実績：36企業・団体

(2) 北区民カーニバル運営会議の開催

運営会議の開催について、次の業務を行うこと。なお、運営会議は契約期間中に3回（6月、9月、12月）を予定しているが、必要に応じて臨時で開催されることがあるため、臨機に対応すること。

- ・運営会議メンバー（北区役所、北区民カーニバル実行委員会）との開催日時の調整及び開催案内の送付

- ・会議室の確保

会議室の使用料は受注者の負担とするが、北区役所附設会館もしくは北区役所会議室を使用する場合の使用料は無料とする。

- ・会議資料の作成

※会議資料は事前に本市の確認を受けること。

- ・会議当日の運営

- ・議事録の作成

(3) 企画・調整業務

魅力的な区民カーニバルとなるよう、多くの区民が参加できる内容や来場者の回遊性を高める方策、より多くの交流を創出する方策等を検討し、次の業務を行うこと。

- ・開催プログラム、タイムスケジュール、会場レイアウトの企画・作成

- ・出演者、出展者等の募集及び連絡調整

- ・関係機関への連絡調整及び届出、許可手続き

ただし、扇町公園使用にかかる許可申請は発注者が行う

- ・必要な物品、備品等の調達

(4) 広報に関する業務

- ・掲示用ポスターの作成（A3版 片面カラー 400枚以上）

- ・配布用プログラムの作成（A5版 8ページ カラー 15,000枚以上）

・区内居住者だけでなく、在勤者・在学者等、新たな参加者を獲得するための広報手法を検討するとともに、SNS等多様なツールを活用した情報発信に努めること。

- ・広報物の作成にあたっては事前に本市の確認を受けること。

(5) 会場設営・撤収業務

- ・実施日前日に設営、実施日当日に撤収すること。

・設営・撤収の際は、安全確保に十分配慮し、事故等が発生しないよう必要な人員を配置すること。

・ステージは会場内各所からステージプログラムが見えるようレイアウトを検討するとともに、12.6m×3.6m以上の大きさを確保すること。

- ・出展ブースは出展者と調整の上、テント、机、椅子等を必要数配置すること。

(参考) 令和7年度出展ブース実績

- ・扇町公園エリア：37ブース

- ・区役所前エリア：6ブース

・ステージや出展ブース等で電気を使用する場合は、必要な電源を確保すること。

- ・会場内に必要な音響設備を設置すること。

- ・会場内にごみステーションを4か所程度設置すること。なお、ごみ処理にかかる費用は受注者の負担とする。
- ・収容人数50名以上の休憩所を設置すること。
- ・臨時駐輪場を4か所程度設置すること。なお、1,000台以上が駐輪できるようスペースを確保すること。
- ・次に掲げる看板等を作成し、会場内に設置すること。
 - ①ステージに設置するバックパネル
 - ②会場内の案内誘導看板
 - ③出展ブースのタイトル看板
- ・雨天によりグラウンド整備が必要な場合は、真砂土の搬入・土入れ作業及び吸水作業等を行い、事業実施に支障のない状態にすること。なお、真砂土の搬入数量及び必要人員の確保については、開催日の5日前を目途に発注者と協議の上決定すること。

(6) 当日運営業務

- ・全体の進行管理業務
 - ・司会及び進行
 - ・北区マスコットキャラクター「のんちゃん・すーちゃん」にかかる着ぐるみの運営
 - ・記録用の写真及び動画の撮影・編集
 - ・来場者アンケートの実施及び集計・分析

アンケートの設問は、事業の効果測定、次年度以降の事業実施に資する内容とし、多くの来場者から協力を得るよう工夫すること。
 - ・会場内の安全確保のため、必要な人員を2名程度配置すること。また、臨時駐輪場についても、駐輪案内のための人員を4名程度配置すること。
 - ・収集したごみの廃棄
 - ・事業実施中のグラウンド部分への散水（適宜）
 - ・事業実施後の会場清掃及びグラウンド整備
 - ・緊急時（天災、火災等）に備えた連絡体制等の構築
- ※緊急時においては、来場者及び関係者に対して、適切な誘導や有効な情報提供を行うこと。
- ・必要な保険（傷害、賠償、死亡等）への加入
 - ・雨天等により、開催時間の変更、規模の縮小、中止等の検討が必要な場合は、本市及び実行委員会と密に連携を取り、必要な対策を講じること。
 - ・その他、円滑に事業を実施するために必要な業務を実施すること。

(7) (仮称) 北区官民連携イベントとの連携業務

同日に北区民センターホール及び第5・6会議室で開催される「(仮称) 北区官民連携イベント」と一体感ある事業となるよう、広報や当日の案内・誘導等について主催者（北区役所 担当：政策推進課）及び同イベントの受注者※と連携を図ること。

※ (仮称) 北区官民連携イベントの運営業務については、別途、公募型プロポーザル方式にて、令和8年3月下旬に事業者を決定する予定である。

（8）成果物の提出

- ・記録写真データ（DVD）1部
- ・広報用動画データ（DVD）1部（5分程度に編集すること）
- ・報告書（アンケートの分析結果や次年度の課題等含む）（紙媒体）1部

6 提出書類

- （1）業務実施計画書及び工程表 1部
- （2）業務完了報告書 1部

7 業務における経費

- （1）受注者が業務を遂行するにあたり必要とする経費は契約金額に含まれるものとし、市は契約金以外の費用は負担しない。
- （2）大規模な事故や荒天等により、本市の判断で業務の一部または全部を実施しない場合は、両者協議の上、出来高部分について支払い額を決定する。
- （3）委託料は、業務完了報告書等に基づいて内容の検査を行った上で支払うこととする。

8 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

9 再委託について

- （1）業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- （2）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- （3）受注者は、（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- （4）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 その他

- （1）本業務の遂行にあたっては、本市と十分に協議し実施すること。
- （2）仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれ

を処理するものとする。

- (3) 別添「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」に定める事項を遵守すること。
- (4) 別添「暴力団等の排除に関する特記仕様書」に定める事項を遵守すること。
- (5) 別添「不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書」に定める事項を遵守すること。
- (6) 別添「生成AI利用に関する特記仕様書」に定める事項を遵守すること。

11 担当

担当課：北区役所地域課（地域支援担当）

住 所：大阪市北区扇町2丁目1番27号

電 話：06-6313-9951

FAX：06-6362-3823

メール：ta0002@city.osaka.lg.jp

北区民カーニバル実行委員会について

●趣旨

区民カーニバルを通じて、区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げるとともに、将来を展望した町づくりと区民の健康づくりを目指して、だれもが気軽に参加することができ、区民が誇れる有意義な祭典を企画運営するために設置。

●構成

| | |
|-------------------|-----|
| 連合振興町会会長（区内19地域） | 19名 |
| 体育厚生協会支部長（区内19地域） | 19名 |
| 商店会総連合会会長 | 1名 |
| 青少年指導員連絡協議会会長 | 1名 |
| 子ども会育成連合協議会会長 | 1名 |
| P T A協議会会長 | 1名 |
| 地域女性団体協議会会長 | 1名 |
| スポーツ推進委員協議会会長 | 1名 |
| 青少年福祉委員協議会会長 | 1名 |
| 身体障害者団体協議会会長 | 1名 |
| 老人クラブ連合会会長 | 1名 |
| 曾根崎防犯協会北天満支部支部長 | 1名 |
| 合計 | 48名 |

事務局：一般財団法人大阪市コミュニティ協会北区支部協議会

●主な役割

- ・体育祭部門の企画・運営
- ・体育祭部門出場者の募集、取りまとめ
- ・各種団体への協力依頼
- ・協賛企業・団体の募集、協賛金の管理

(別添)

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、令和8年度北区民カーニバル事業（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（北区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（北区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：委託先事業者)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

(別添)

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の北区役所総務課（連絡先：06-6313-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。